

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第10条に規定する試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要項</p> <p>(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額（試験研究費に充てるための他の者から支払を受けた金額を控除した額。以下同じ。）を記載します。</p> <p>(2) 「③」欄には、前2年以内の各年のうちに事業を開始した場合には「3又は」を消し、「前5年以内の各年分⑥」欄の数が3以上の場合には「又は年分数」を消して記載します。</p> <p>(3) 「⑤」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\left(\text{総所得金額に係る所得税額} - \text{配当控除} \right) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}} \text{（注）}$ <p>（注） この総所得金額は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(4) 「②」欄は、租税特別措置法第10条第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。</p> <p>(5) 「④」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額のうち特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費の内容を記載します。</p> <p>なお、この場合に、その特別試験研究費の額が租税特別措置法施行令第5条の3第6項第1号から第3号までに掲げる試験研究に係るものであるときには、租税特別措置法施行規則第5条の6第1項に定めるところにより、所定の証明書の添付が必要となりますので御注意ください。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条</p>	<p style="text-align: center;">試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第10条に規定する試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要項</p> <p>(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額（試験研究費に充てるための他の者から支払を受けた金額を控除した額。以下同じ。）を記載します。</p> <p>(2) 「③」欄には、前2年以内の各年のうちに事業を開始した場合には「3又は」を消し、「前5年以内の各年分⑥」欄の数が3以上の場合には「又は年分数」を消して記載します。</p> <p>(3) 「⑤」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\left(\text{総所得金額に係る所得税額} - \text{配当控除} \right) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}} \text{（注）}$ <p>（注） この総所得金額は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(4) 「②」欄は、租税特別措置法第10条第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。</p> <p>(5) 「④」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額のうち特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費の内容を記載します。</p> <p>なお、この場合に、その特別試験研究費の額が租税特別措置法施行令第5条の3第6項第1号から第3号までに掲げる試験研究に係るものであるときには、租税特別措置法施行規則第5条の7第1項に定めるところにより、所定の証明書の添付が必要となりますので御注意ください。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条</p>